

鈴鹿市上下水道局告示第8号

公共下水道全体計画区域外流入分担金の徴収区域を次のとおり定めたので、鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例（平成21年鈴鹿市条例第24号）第3条の規定により告示する。

令和6年7月1日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

徴収区域

鈴鹿市高岡町字鯉326番2

鈴鹿市高岡町字鯉327番2